

## 静岡県パートナーシップ宣誓制度（案）の概要

（くらし・環境部男女共同参画課）

## 1 趣旨

ジェンダー平等と性の多様性を認め合い、誰もが理解し合える共生社会を実現するため、令和4年度中を目途に、「(仮称)静岡県パートナーシップ宣誓制度」を導入する。

## 2 導入の背景

同性カップルについては、婚姻が法的に認められていないため、異性カップルであれば受けられる利益が得られず、様々な場面で生きづらさを抱えている状況にある。

このため、同性カップルの共同生活における関係を社会的に承認し、当事者が暮らしやすい環境づくりを目指すパートナーシップ制度が、全国各地で導入されている。

先行自治体制度の利用者の声によると、当事者の尊厳の回復や、限定的ながらも困難の解消に効果が認められる。県内でも一部自治体で導入済の中、県全域での導入に対する要望も寄せられていることから、検討を進めてきたところである。

## (1) 検討の経緯

時期	内容	●パートナーシップ制度関連	○県の取組紹介
R2	4月	(性の多様性理解等促進事業の開始) (浜松市パートナーシップ宣誓制度開始)	
	6,7月	●県内支援団体関係者へのヒアリング（県内の現状、活動状況等の把握）	
	9月	○「ふじのくにレインボーページ」を開設し、県内情報等の提供開始	
	10月	●市長会からR3県予算に関する要望書（性的マイノリティ支援に向けた取組強化として、県制度の創設要望）	
	11月	○性の多様性シンポジウム（122人参加）	
	12月	●本会議代表質問（県制度の検討要望に対し、市町と協議を行う旨答弁）	
	3月	○性の多様性について考える連続講座（全2回）（計203人参加） ○県職員のためのレインボーガイドブック発行・公開（R4～職員研修科目に採用）	
R3	4月	(富士市パートナーシップ宣誓制度開始) ○県文書の性別欄見直し調査開始	
	6月	○県内公立図書館でのLGBT啓発巡回パネル展（～R4.2月 11図書館を巡回） ●市町担当課長会議①（制度に関する情報提供・意見交換、アンケートの実施）	
	8月	○LGBT電話相談を開始（月2回）	
	9月	●市町担当課長会議②（アンケート結果報告、制度のあり方について意見交換） <アンケート結果> ・県全域での制度（必要あり 82.9%（29/35市町）） ・県による制度導入（賛成 88.6%（31/35市町）） ●本会議質問（令和4年度中に県による制度導入を目指す旨答弁）	
	10月	●市長会からR4県予算に関する要望書（性的マイノリティ支援に向けた取組強化として、県制度の創設要望） ●当事者やアライのための交流会（～R4.2月 全6回）制度関連アンケート実施	

## (2) 関係者ヒアリング結果

### ア 県内支援団体…6団体 時期 R2.6～R3.12

#### (ア) 県制度の導入について

- ・小さな市町ではカミングアウトすることができず、申請がそれほどないことも予想される。引越し等の問題もあり、できるだけ広域が望ましい。
- ・県全域で制度が導入されることで、利用できる県内の民間サービスが広がっていくことに期待している。

#### (イ) 利用者の属性について

- ・異性間でも同性間でも使えることで平等な感じがする。
- ・みんなが使える制度にしてほしいという市民意見が多かった(導入自治体例)。
- ・事実婚でも社会的に関係性を証明できない場合もあるので、利用しているカップルがいると聞いている。

#### (ウ) ファミリーシップ(子どもも含めた取扱い)について

- ・同居の子どもが救急搬送された場合、法的に親子関係がないパートナーが駆けつけて子との関係性を聞かれたら、親族ではないため排除される可能性が高い。いざというときに、パートナーや子どもとの関係が伝えやすくなる。

#### (エ) その他意見等

- ・緊急搬送時などに、同性パートナーでも家族同様に取り扱うようにしてほしい。医療関係者は、本人の希望よりも普段関係ない親族の意向を尊重してしまう場合がある。
- ・性別記載のない住民票記載事項証明書の発行など、パートナーシップ制度導入を契機に県が呼びかければ、各自治体に普及させるきっかけになる。

### イ 交流会参加者へのアンケート…回答数 50人 時期 R3.10～R4.1

#### (ア) 同性カップルや異性の事実婚カップルが生活上困っていることについて

- ・地域の理解がないこと。
- ・自分自身の存在が社会から認められないという自己否定が最大の問題。
- ・「家族」と周りが認識してくれないことがある。
- ・大切なパートナーであると証明できるものがない。
- ・病院での対応。

#### (イ) 県がパートナーシップ制度を導入することについて

(賛成 48人)

- ・パートナーシップ制度を必要としている人もいるから。
- ・法的な効力はなくても、誰かが認めてくれるのはうれしい。
- ・反対する理由がない。当事者でない人には何もデメリットはないと思う。
- ・幸せになるための選択肢ができる人が増えるから。

(どちらともいえない 2人)

- ・本来は他国のように同性婚を認めるべきなのではと思うが。

#### (ウ) 県のパートナーシップ制度に希望すること

- ・是非導入してほしい。早期実現を。
- ・遠方の人(利用者)への配慮を。
- ・子ども(連れ子)がいる同性カップルのためにファミリーシップを。
- ・県が導入したとき、各自治体での啓発も大切だと思います。

### 3 制度の考え方

- ① 市町制度が導入されていない地域の方々を中心としつつ、県内のどこで暮らしていても公平に利用できる広域的な制度とする。
- ② SDGsの「誰一人取り残さない」という理念のもと、同性カップルをはじめ、家族のあり方が多様化している現状を踏まえ、性的マイノリティに限らず、全ての人の性的指向及び性自認の尊重（SOGI ソジ）の観点から、同性・異性を問わず、婚姻制度の対象とならない多様な生き方やパートナー関係を尊重する制度とする。
- ③ 制度設計に当たっては、県民の方への分かりやすさに配慮し、既に導入されている市町制度をベースとしつつ、課題等に応じて柔軟に見直しを図っていく。
- ④ 庁内関係課や県内全市町と連携し、県や市町の行政裁量の範囲内で、婚姻カップルと同様に宣誓カップルに提供可能な行政サービスを洗い出し、適用できるよう調整を進めていく。

### 4 制度導入の効果

婚姻と同等の法的効果を生じさせるものではないが、次のような効果が期待される。

- ① 行政から承認されることによる当事者の安心感や自己肯定感の醸成
- ② 当事者が抱える生活上の困難や生きづらさの一定の解消
- ③ 民間におけるダイバーシティ施策の取組促進
- ④ 地域社会に向けた性の多様性や性的マイノリティ当事者への理解促進

### 5 全国・県内での導入状況

全国で130の自治体が導入し、2,277組のカップルが公認（※1）されている。

都道府県単位の広域的制度を導入しているのは、5府県（茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県）（※2）。

県内では浜松市、富士市が導入済で、静岡市、湖西市が令和4年4月から導入予定。

※1 導入自治体数は令和3年10月11日、カップル組数は同年9月30日現在。

※2 令和4年1月14日現在。

## 6 内容の骨子（要件、手続）

制度根拠	・手続を定めた要綱を制定	
手続概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うこと（パートナーシップ）を約する二人が宣誓し、県はその宣誓書を受領したことを証明する。</li> <li>・宣誓者の一方又は双方に生計を同一とする未成年の子（実子又は養子）がいる場合で、二人が子を養育することを約した関係であること（ファミリーシップ）を届け出ることを希望する場合、受領証に子の氏名等を記載する。</li> </ul>	
宣誓要件	性別	・戸籍の性や、性的指向、性自認を問わない（同性カップル、トランスジェンダーの異性カップル、事実婚関係にある異性カップルなどを含む）
	年齢	・成年に達していること
	住所	・少なくともいずれか一方が県内に住所を有し、又は県内に転入予定であること
	婚姻等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がいないこと</li> <li>・宣誓者以外の人とパートナーシップの関係にないこと</li> </ul>
	近親者	・宣誓者同士が民法に定められている近親者でないこと（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）
子の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーの子（実子又は養子）で以下の要件を全て満たすもの</li> <li>・未成年であること</li> <li>・一方又は双方と生計を同一とし、居住していること</li> <li>・子が満15歳以上の場合は、本人が同意していること</li> </ul>	
提出書類	宣誓様式	・パートナーシップ宣誓書
	住所確認	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・転出証明書（転入予定者）
	独身確認	・戸籍抄本（外国籍の場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）等）
	本人確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができる書類</li> <li>・通称名が客観的に分かる書類（通称名を使用する場合）</li> </ul>
	子の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子の住民票の写し又は住民票記載事項証明書</li> <li>・子の戸籍謄本又は戸籍抄本</li> </ul>
交付物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ宣誓書受領証・・・A4サイズ</li> <li>・パートナーシップ宣誓書受領カード・・・運転免許証サイズ（2枚）</li> <li>・宣誓書記載内容証明書（証明を希望する場合）</li> </ul>	
再交付	・交付物を紛失・破損・汚損等した場合	
記載事項変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名、通称名を変更したとき</li> <li>・子を削除するとき</li> <li>・子が成年に達したとき</li> <li>・満15歳以上の子は、申立により、自らの意思で氏名の削除可</li> </ul>	
返還	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップを解消したとき</li> <li>・2人とも県外に転出したとき</li> <li>・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき</li> <li>・宣誓時点で要件に該当していないことが判明したとき</li> <li>・不正利用・偽造したと知事が認めるとき</li> </ul>	
自治体間の制度連携	・県内市町や近隣自治体との相互利用等を見据えた情報共有や意見交換	
宣誓場所	・静岡県くらし・環境部男女共同参画課 又は 県総合庁舎（希望者）	
宣誓方法	・宣誓場所（個室対応）に2人で来所し、その場で宣誓書に記入	
宣誓者が利用できる県・市町の行政サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県や市町の行政裁量の範囲内で、婚姻カップルと同様に宣誓カップルに提供できるものの洗い出し・適用（庁内各課、市町等と調整予定）</li> <li>（他県例：公営住宅への入居申込み、公立病院での家族同様の扱い 等）</li> </ul>	
民間事業者との連携	・宣誓カップルが利用可能な民間サービス拡大のための働きかけ（広報等）	

(参考) 第43回男女共同参画会議(令和3年10月書面開催)において  
各委員からいただいた御意見

区分	主な御意見	対 応
制度導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内市町のアンケートで、県全域での制度導入に必要性がある、という回答が8割超を占めている結果や、時代の潮流を含め、検討して早急に体制を整えていくことは非常に重要だと支持します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県パートナーシップ制度の早期導入に向けて、市町、当事者団体等との調整を進めていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップを県として導入することで、各市町が取り組みやすくなると考えられます。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度が既に一部の市町で制定されている現実から、居住している市町の不公平感をなくす意味でも、県として導入することに賛成。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性を尊重し、県民一人一人の個性や多様な生き方を認め合える社会の実現のためにも県のパートナーシップ制度の導入は必要だと考える。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性の多様性を尊重し、寛容な社会としていくためには、パートナーシップ制度の導入は必要であると考えます。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップ制度の導入により、当事者の安心感や自己肯定感の醸成、地域社会に向けた性の多様性の理解促進への高い啓発効果等を考えると、1日でも早く導入することを願う。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の市町制度との重複宣誓可である点も含めて制度導入に大きな問題はないので全面的に賛成する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等を一步進めて、「性の多様性を尊重して」、多様なパートナーシップ(家族、世帯)のあり方を認めることを目指すと言いつけてはいかがか。</li> </ul>		
県民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県全域にパートナーシップ制度を導入するにあたっては、パートナーシップ制度を受容する環境整備、啓蒙教育の一段の進展の必要性を感じます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入に当たっては、県民の理解が促進されるよう、分かりやすい広報に努めていく。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度構築先行でなく、同時並行でパートナーシップ制度利用者とそうでない県民の双方で、納得や共感が得られる社会風土作りを進める必要があると思います。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度導入にあたっては慎重な広報活動が必要で、例えば大学や企業などの協力を得ながら、若い世代にも制度活用のメリットや配偶者との法的な差分事項を分かりやすく伝えてもらいたい。</li> </ul>	

区分	主な御意見	対 応
手続き 及び 行政サ ー ビス の 提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入後は、利用者の安心感醸成のためにも、各市町間で宣誓手続きや利用行政サービス等の共通化は必須だと考えます。</li> <li>・制度が市町村、または、都道府県の間で異なると、当事者にとって非常に活用しにくくなるので、できるだけ受付手続き、サービス内容などを統一することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行導入市町の例を参考に当事者が利用しやすい手続きを検討していく。</li> <li>・行政サービスの提供については、まずは公営住宅及び公立病院の利用を統一して調整し、その後、適用できるサービスを広げていく。</li> </ul>
今後 の 展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この「公認」が同性婚者の日常生活で、同性婚ゆえに課題となっている事項についての解決の手段となるとともに、同性婚を認める法律改正の糸口となるよう期待したい。</li> <li>・今後の展開として、税制度や社会保障制度においてパートナーについても配偶者に準じる扱いとなっていくことも期待したい。</li> <li>・利用する方たちの目線で考えれば、毎年のようにバージョンアップすることが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度については、国会等による検討を注視するとともに、パートナーシップ制度導入による当事者の生きづらさの解消と、県民の制度への一層の理解促進を図っていく。</li> <li>・制度導入後は、より使いやすい制度となるよう、利用者の意見を反映していく。</li> </ul>

## 制度の主要な論点整理

(くらし・環境部男女共同参画課)

論点 1	対象者の性別等	
<p>&lt;県案&gt; 戸籍の性や性的指向、性自認を問わないカップル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SOGI の視点に立った考え方で比較的近年の採用例が多い</li> <li>・ 同性カップル、トランスジェンダーの異性カップル、異性の事実婚カップルなどを含む</li> <li>・ 制度導入県内 4 市が採用</li> </ul>		<p>&lt;別案&gt;</p> <p>① 戸籍又は自認する性が同じカップル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象外となる性的マイノリティのカップルが想定される</li> </ul> <p>② 一方又は双方が性的マイノリティのカップル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く性的マイノリティを含められる</li> <li>・ 制度導入 5 県が採用</li> </ul>
論点 2	ファミリーシップ（子ども等の取扱い）	
<p>&lt;県案&gt;</p> <p>宣誓カップルの一方又は双方と生計を同一にする未成年の子（養子、実子）を、家族としてカップルが養育する場合、希望に応じて、宣誓書受領証に子の氏名等を記載する</p> <p>民法の規定を参考に、満 15 歳以上の場合は、記載について同席等により本人の意思を確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明石市が R3. 1 月に初めて導入し、現在 11 市町が採用</li> <li>・ 子の緊急搬送時など、親権がないパートナーが子との関係を説明しなければならない場面での活用が期待される</li> <li>・ 2 市（静岡市、湖西市）が採用予定</li> <li>・ 子の意思確認については、対応が自治体によって様々（以下の単独、又は複数の組み合わせ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満 15 歳以上の子について、宣誓時に同席・本人署名</li> <li>・ 満 15 歳以上の子について、受領証から氏名削除の申立可</li> <li>・ 年齢に関わらず、宣誓時に同席又は同席不要</li> </ul> </li> </ul>		<p>&lt;別案&gt;</p> <p>① ファミリーシップを導入しない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国的に利用実績が少なく、課題が把握しにくい</li> </ul> <p>② 未成年の子だけでなく、成人の子や近親者を含める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護や養育において関係性を証明したい近親者も対象として想定</li> <li>・ 明石市（市長が適当と認める場合）、豊田市（子をはじめとした近親者）が採用</li> </ul>
論点 3	市町制度との関係	
<p>&lt;県案&gt;</p> <p>県制度は、市町制度未導入地域の住民の利用を想定しているが、市町制度導入地域の住民も、希望する場合は県制度が利用できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内転居時の特段の手続が不要なため、利用者の都合で選択が可能</li> <li>・ 群馬県、佐賀県、三重県が採用</li> </ul>		<p>&lt;別案&gt;</p> <p>市町制度導入地域の住民は、当該市町制度の対象となる場合、県制度の利用不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の他の市町転居時に手続が必要</li> <li>・ 大阪府が採用</li> </ul>
論点 4	制度の根拠規定	
<p>&lt;県案&gt; 要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世田谷区をはじめ、多くの自治体で採用</li> <li>・ 自治体内部の事務処理に関する規定であり、首長権限で制定が可能</li> <li>・ 制度導入 5 県及び県内 4 市が採用</li> </ul>		<p>&lt;別案&gt; 条例又は規則</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋谷区ほか 7 自治体で採用</li> <li>・ 議会の議決が必要で制度として安定性がある</li> <li>・ 強制力を持ち、県民の責務や罰則制定が可能</li> </ul>

